

事業のご紹介

各事業は、すべて無料でご利用いただけます！（厚生労働省委託事業）

具体的なご相談は、各地域産業保健センターの担当コーディネーター（P.3 参照）にお問い合わせください。

- 1 脳・心臓疾患等のリスクの高い労働者に対する健康相談・保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目等に異常の所見があった労働者に対し、地域産業保健センターの協力産業医または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

- 2 メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠や精神的な疲労・ストレス・悩み等メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、地域産業保健センターの協力産業医または保健師による相談・指導を行います。
なお、労働者個人に限らず事業者からでもお申し込みいただけます。

健康診断実施結果に基づく医師の意見聴取・事後措置の実施支援

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常の所見があった労働者（有所見者）に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師または歯科医の意見を聴くことが必要とされています。
地域産業保健センターの協力産業医が、事業者、衛生管理・労務担当者からの相談申し出に対応します。

長時間労働者の医師による面接指導

労働安全衛生法では、長時間労働に従事し疲労の蓄積した労働者に対して、労働者の申し出により、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、各地域産業保健センターでは協力産業医によるこの面接指導を実施しています。
面接指導の対象となるのは、時間外・休日労働時間の時間数が月100時間を超えた労働者です。
（なお、時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合も面接指導を実施するように努めてください。）

高ストレス者の医師による面接指導

労働安全衛生法では、高ストレスの労働者に対して、労働者の申し出により、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、各地域産業保健センターでは、協力産業医によるこの面接指導を実施しています。面接指導の対象となるのは、ストレスチェック検査であらかじめ決められたストレス基準を上回り、ストレスチェック実施者が高ストレス者の面接指導の対象者と確認した労働者です。

個別訪問による産業保健指導

事業場の作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。

健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（第66条の4）

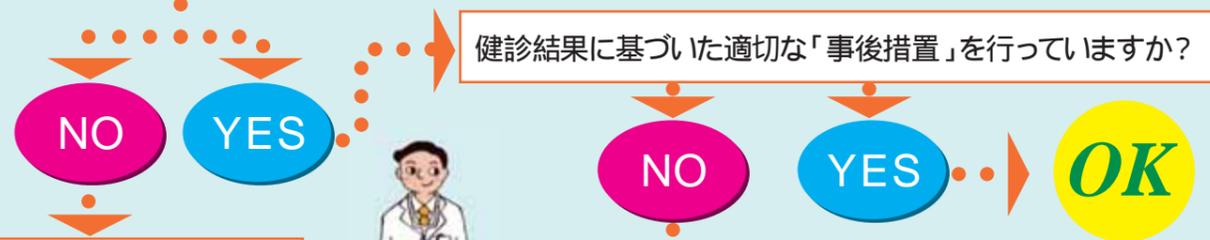
長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）（第66条の8）の実施は、労働安全衛生法により事業者には義務づけられています。

高ストレス者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）（第66条の10）の実施は、労働者数50人未満の小規模事業場については努力義務とされています。

Let's Check!

会社の健康管理は大丈夫？

質問 あなたの事業場では、年1回、労働者に健康診断を受けさせていますか？



労働安全衛生法上、事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に労働者に健康診断を受けさせることが義務づけられています。速やかに健康診断を実施してください。
診断結果から普段の生活を見直し、病気の予防や健康管理に役立てましょう。

健康診断結果に基づいた適切な「事後措置」を行っていますか？

健康診断結果が届いたら、以下の「事後措置」を実施してください。
要治療、要精密検査等の指摘がなされた労働者に対しては、速やかに専門の医療機関等で受診または検査を行うよう指導してください。
また、健康診断の結果異常所見があるとされた労働者について、事業者は、健康を保持するための必要な措置について、3ヵ月以内に医師の意見を聴かなければならないとされています。（労働安全衛生法第66条の4）

地域産業保健センターにお申し込みください。
協力産業医から異常所見を有する労働者に係る就業判定等の意見を聴取することができます。
また、日常の健康保持増進の方法などについてもアドバイスをいたします。

京都府内の地域産業保健センター一覧（連絡先、事業利用申込先）

センター名	事業所所在地	メールアドレス	電話・FAX・担当コーディネーター名	管轄地域
京都上地域産業保健センター			075-468-1144 [携帯] 西村 080-5952-8477	上京区、中京区、左京区、北区、右京区、西京区
京都下地域産業保健センター	〒604-8585 京都市中京区西ノ京 東梅尾町6番地 (一社)京都府医師会館4階	kyotofu-nanbu@kyotos.johas.go.jp	075-468-1144 [携帯] 大竹 080-6569-9331	下京区、南区、東山区、山科区、長岡京市、向日市、乙訓郡
京都南地域産業保健センター			075-468-1144 [携帯] 柴田 080-5952-8479	伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
中丹地域産業保健センター	〒620-0054 福知山市末広町2-9 交友会館 (公)京都労働基準協会 福知山支部内	chutan@kyotos.johas.go.jp	0773-24-1055 [携帯] 夜久 080-5952-8481	福知山市、綾部市
舞鶴地域産業保健センター	〒624-0913 舞鶴市大字上安久 小字安久谷原381-2 (公)京都労働基準協会 舞鶴支部内	maiduru@kyotos.johas.go.jp	0773-77-5755 [携帯] 山下 080-5952-8483 080-5952-8480	舞鶴市
丹後地域産業保健センター	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷868 峰山町織物センター内 (公)京都労働基準協会 丹後支部内	tango@kyotos.johas.go.jp	0772-62-2344 [携帯] 矢野 080-5952-8484 080-5952-8485	京丹後市、宮津市、与謝郡
京都中部地域産業保健センター	〒622-0003 南丹市園部町新町49-1 (公)京都労働基準協会 園部支部内	chubu@kyotos.johas.go.jp	0771-86-8811 [携帯] 脇田 080-5952-8486 080-5952-8487	亀岡市、南丹市、船井郡